

最大 60 万円補助

平成 30 年度で終了となります。

ぜひ、ご相談ください。

資料 2-8

危険な空家の除却費用を助成します 仙台市危険空家等除却工事補助事業

仙台市では、安全で安心して暮すことのできる地域の実現を目指して、倒壊等のおそれのある危険な空家を除却する際に要する工事費の一部を補助します。

補助対象事業

そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態の特定空家等として市が認定した建築物等を除却し、更地にする工事

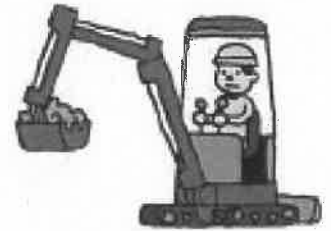
※当該特定空家等に関し、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく勧告を受けている場合は対象になりません

※補助金の交付決定後に着手し、来年 2 月までに完了する工事

補助申請ができる方

建築物の所有者または所有者の同意を得た方（法人不可）

※その他市税の滞納が無いなどの必要な条件があります



補助額・対象となる経費

特定空家等の建築物等を除却し、更地にする工事に要する経費の 1 / 2（上限 60 万円）

補助申請を行うには、事前申請を行う必要があります

事前申請受付期間：平成 30 年 5 月 8 日（火）から平成 30 年 6 月 29 日（金）

※先着順（郵送不可）。上記受付期間内であっても、予算額に達した時点で受付を終了します

※申請内容の確認や現地調査等の上、補助金交付の可否等について通知します

※上記受付期間内に予算額に達しなかった場合は、受付期間を延長します

申請先・問い合わせ先

仙台市青葉区二日町 1 番 23 号
（アーバンネット勾当台ビル 9 階）

仙台市市民局生活安全安心部市民生活課

TEL: 022-214-6148



□補助申請の流れは裏面をご参照ください□

【補助申請の主な流れ】

① 事前申請受付【5月8日～6月29日】

【申請に必要なもの】

- ・ 位置図（縮尺、方位、空家等の位置）
- ・ 現況写真（建物外観がわかるもの）
- ・ 空家等の建築物の所有権を証明できる書類（建築物の不動産登記事項証明書等）
- ・ 所有者の同意書（申請者が所有者以外の場合）
- ・ 立入同意書（特定空家等の認定を受けていない場合）

↓ 現地調査等

② 交付仮決定または不交付決定



③ 交付申請【受付期間：交付仮決定後～10月31日】

交付仮決定したものについては、上記期間内に交付申請していただきます

【申請に必要なもの】

- ・ 収支予算書
- ・ 工事見積書
- ・ 他の権利者の同意書（他の権利者がいる場合）
- ・ 本人確認書類（免許証等の写し）

↓ 書類審査

④ 補助金の交付決定



⑤ 工事着手



⑥ 工事完了報告

報告期限：工事完了～20日以内

【報告に必要なもの】

- ・ 工事契約書の写し
- ・ 補助対象経費に係る契約相手方からの請求書の写し
- ・ 工事完了後の写真（撮影日記入）



補助金交付請求

◆補助制度や申請書類など詳しくは、仙台市ホームページ (<https://www.city.sendai.jp/shiminsekatsu/kurashi/anzen/anzen/akiya/jokyaku.html>) をご覧いただくか、市民生活課までお問い合わせください